## お知らせ

事業系一般廃棄物搬入許可、資源物処理登録の有効期間の変更について

## 従来の1年間から2年間に変更します。

## 【注意点】

- ○今回送付する許可証、登録証は令和4年度~令和5年度末の2か年です。 紛失しないようにご注意ください。
- ○次回の更新は令和5年度末(令和6年3月頃)です。
- ○年度の途中で申請した場合の許可期間は令和5年度末までです。
- ○同封している文書「<u>令和4年度</u>の市不燃物処理施設への事業系不燃ごみの搬入について」は、「令和5年度」にも適用しますのでご留意ください。

☆許可証・登録証の年度表示例

現在

次年度以降

3



4 - 5

☆更新スケジュール

